

議題2

平成24年12月26日
京都府保健所

京都市保健所運営協議会について

平成22年4月1日に京都市保健所を設置したことから、京都市全域にわたる地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、京都市保健所運営協議会を設置しております。

また、各行政区において地域保健を推進していく観点から、京都市保健所運営協議会の部会として、各行政区に保健センター運営協議会を設置し、既に各行政区において保健センター運営協議会を開催されているところであります。

京都市保健所運営協議会の概要について、下記のとおりです。

記

1 委員

各保健センター運営協議会代表及び各団体代表

2 任期

2年

3 開催

年1～2回（初年度…1回、次年度…2回）

4 会議内容

京都市全域にわたる地域保健及び保健所の運営に関する事項

5 部会の設置

各行政区に保健センター運営協議会を設置